

狩猟に伴う事故及び違反の防止について

令和7年10月
京都府農林水産部
農村振興課

狩猟における跳弾等の事故防止、違法捕獲防止、狩猟の適正化には、かねてより御尽力いただいているところですが、未だに事故及びマナー違反等が後を絶たない状況です。

免許更新の機会に改めて禁止事項等を御確認いただき、狩猟の適正化に御協力ください。

1. 銃猟の際の注意事項

- (1) 共猟時は、集団行動であることを意識し、入山前に役割分担、配置等の打ち合わせを十分に行ってください。
- (2) 矢先及び同行者の行動の確認を徹底し、確実に獲物と確認できないなど安全性に自信がない場合は絶対に発砲しないでください。
- (3) 転倒、転落等による暴発を予防するため、移動時・休憩時等における脱包を徹底し、銃器を正しく保持してください。
- (4) 周辺に畑等がある場合は、散弾が作物に混入しないよう発射方向に注意してください。また、止め刺しは地権者の了解なく耕作地内で行わないこと。
- (5) 林内作業者、ハイカーや他の狩猟者等の存在を常に想定してください。



2. 猟法に関する制限（主なもの）

鳥獣の捕獲を行う際には、危険の予防や鳥獣の保護のため、次のとおり制限があります。なお、違反した場合は鳥獣保護管理法の規定により罰則があります。

(1) 危険猟法

「爆発物、劇薬、毒物を使用する猟法、据銃、陥穽その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわな」は危険な猟法として禁止されています。

(2) 銃猟の制限

銃猟のうち、次の行為は禁止されています。

- 1) 日出前及び日没後の銃猟
- 2) 住居が集合している地域や広場、駅など多数の者の集合する場所での銃猟
- 3) 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かった銃猟

(3) 禁止猟法 (抜粋)

鳥獣の保護等に支障を及ぼすことから、次の猟法は禁止されています。

- 1) 同時に 31 個以上のわなを使用する方法
- 2) 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲のため、わなを使用する方法
- 3) イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が 12cm を超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が 4mm 未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- 4) ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が 12cm を超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

【くくりわなの直径制限について】

原則的に輪の直径が 12cm を超えるものは使用できません。

ただし、イノシシ及びニホンジカの捕獲等をする場合で、次の市町村内での使用に限りこの直径制限を解除しています。

京都市（北区、左京区及び右京区を除く。）、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町及び相楽郡南山城村

3. 狩猟者としての義務 (主なもの)

- (1) 出猟の際には、必ず狩猟者登録証及び銃砲所持許可証（第 1 種・第 2 種銃猟狩猟者）を携帯し、狩猟者記章を胸部や帽子などの見やすい場所に着用してください。
- (2) 鳥獣の捕獲禁止場所や、銃猟の禁止場所などを厳守してください。
 - 狩猟禁止場所**
 - ・鳥獣保護区及び休猟区
 - ・公道
 - ・区域が明示された都市公園等
 - ・自然公園の特別保護地区
 - ・原生自然環境保全地域
 - ・社寺境内及び墓地
 - 銃猟の禁止場所**
 - ・特定猟具使用禁止区域（銃）
 - ・住居が集合している地域若しくは広場、駅その他多数の者が集合する場所
- (3) 垣・さくなどで囲まれた土地、作物がある土地では、土地所有者の承諾が必要です。
- (4) 猟犬による噛み付き事故等を防止するため、狩猟時以外は必ず引き綱を付けるなど、猟犬の管理を徹底してください。
- (5) わなを仕掛けた場合、必ず住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を記載した標識を設置してください。
- (6) 狩猟鳥獣以外の鳥獣は捕獲できません。狩猟鳥獣であるかどうかを必ず確認してください。
- (7) 捕獲した鳥獣を山野に放置することは禁じられていますので、埋設や回収するなど適切に処理してください。